

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画について

青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復事業終了後の跡地の取扱い方策等を定める「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」は、平成 22 年 2 月 20 日に開催された第 31 回当協議会において了承された後、県境再生対策推進本部における承認を経て、本年 3 月 1 日に策定しました。

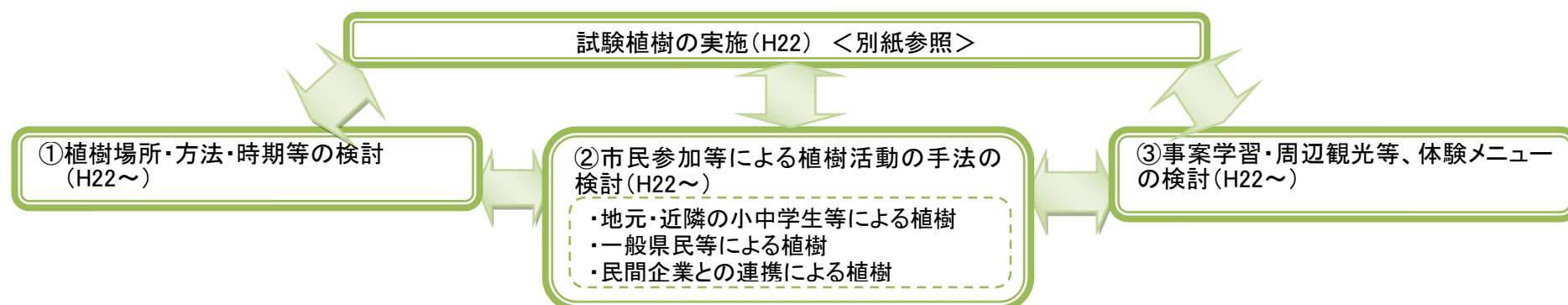
当計画に基づく県としての取組みを着実に推進していくために、計画に掲げた実施スケジュール概要を踏まえ、今後、関係課等と連携しながら、毎年度の予算編成作業等を通じて具体的に検討していきます。

今年度の主な実施内容としては、「自然再生」では、本植樹に向けた基礎資料を得るための試験植樹の実施、「地域の振興」では、全国からの提案募集で提案が選定された団体に対する事業化の働きかけ、庁内関係課を通じた土地利用の検討、「情報発信」では、これまで蓄積された映像、画像等資料のほか、新たな素材の体系的整備に着手するとともに、水処理施設内で本事案の経緯や概要等に係るパネル展示等を行い、現場見学や水処理施設見学等での活用を図ることとしています。

<検討の進め方>

I 自然再生

現場特性を踏まえた植樹に関する基礎的な調査を実施したうえで、田子町との調整等を含め、詳細を検討していく。



II 地域の振興

現場特性を踏まえ、経済社会の動向等を見極め、庁内関係組織等を通じ、県以外の実施主体における土地利用の促進について検討していく。

跡地の活用(ハード、ソフト)についての部局横断的検討(H22~)

- ・全国公募提案者への事業化の働きかけ
- ・民間企業・団体等への土地利用事業のための情報提供

III 情報発信

原状回復事業を通じて蓄積されてきた本事案に関する様々な情報発信のための素材について、既存素材の整理と新たな素材の蓄積を進め、テーマ別・利用対象者別等に整理し、体系的に整備しながら、それぞれの目的に応じた具体的活用方法を検討していく。

○アーカイブの整備(各種資料の体系的整備)

- ・既存素材の整理(H22~)
- ・新たな素材の蓄積(H22~H24)

・素材の体系化(H22~H24)

①資料展示・公開(稼働期間内の水処理施設)

②事案継承案内板

③ウェブアーカイブの公開

④学校教育への活用

⑤一般市民等の事案学習への活用